

参考資料 3

96年議定書附属書II (WAF) と一般ガイドライン (WAG) の比較

(環境省仮訳)

96年議定書附属書II仮訳 (WAF)	一般ガイドライン仮訳 (一般WAG)
<p>附属書II 投棄を検討できる廃棄物その他の物の評価</p> <p>一般規定</p> <p>1 一定の状況の下で投棄を認めることは、この附属書に基づき投棄の必要性を軽減するために更に努力する義務を免除するものではない。</p>	<p>投棄を検討できる廃棄物その他の物の評価のためのガイドライン</p> <p>序</p> <p>1 投棄を検討できる廃棄物その他の物の評価のためのガイドラインは、廃棄物の投棄の規制に責任を有する国の機関が活用し得るものとして作成されており、国の機関が廃棄物投棄の申請書を評価するに当たり、ロンドン条約及びロンドン条約議定書の条項に適合する方法で行うよう指導するメカニズムを具体的に示したものである。議定書の附属書IIは、廃棄物の投棄のために海洋を使用する必要性を徐々に減少させることを強調している。更に、附属書IIは、汚染を避けるためには、汚染物質の放出及び拡散について厳格な管理を行い、かつ、科学的根拠に基づいた手続きを用いて廃棄物投棄の適切な方法を選択することが必要であるとの考えにたっている。本件ガイドラインの適用に当たっては、海洋環境への影響評価に係る不確実性を考慮する必要があり、こうした不確実性に対しては予防的取組みを適用する必要がある。本件ガイドラインは、一定の状況下で投棄を認めたとしても、投棄の必要性を減少させるため更なる努力を行う義務を免除するものではないとの考えに基づいて、適用されるべきである。</p> <p>2 ロンドン条約議定書は、その附属書Iに特に列挙された物以外の廃棄物その他の物の投棄は禁止されているところ、同議定書との関係においては、本件ガイドラインは附属書Iに記載されている物に適用される。ロンドン条約は特定の廃棄物その他の物の投棄を禁止しており、同条約に関していえば、本件ガイドラインはその附属書で投棄が禁止されていない物に適用される。ロンドン条約の下で本件ガイドラインを適用するに当たっては、その附属書Iに反する廃棄物その他の物の投棄を検討するために本件ガイドラインを活用すべきではない。</p> <p>3 図1の概念図には、本件ガイドラインの適用に当たって重要な決定がなされる各段階が明示されている。これは、従来の「決定図」とは異なっている。原則として、国の機関は同概念図を繰り返し活用し、許可発給の決定を下すにあたり、全ての検討事項が考慮されることを確保すべきである。図1は議定書の附属書IIの実施要素</p>

<p>廃棄物の防止のための審査</p> <p>2 投棄に代わる処理方法を検討するための最初の段階においては、次の事項を必要に応じて適切に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 廃棄物の種類、量及び関連する危険性 . 2 生産過程の詳細及び生産過程における廃棄物発生源 . 3 次の廃棄物削減／防止技術の可能性 <ul style="list-style-type: none"> . 1 製品の見直し . 2 環境負荷の低い生産技術 . 3 生産工程の変更 . 4 原材料の変更 . 5 生産場所における閉鎖的なりサイクル <p>3 一般的に、必要な審査により、廃棄物の発生源において廃棄物の発生を防止するための機会が存在することが判明する場合には、申請者は、関係する地方及び国の機関と協力して、特定の廃棄物の軽減目標及び当該目標が達成されることを確保するためのさらなる廃棄物発生防止審査を含む廃棄物防止戦略を作成し及び実施することが期待される。許可発給又は許可更新の決定は、そのような過程で作成される廃棄物の軽減及び防止の要件が遵守されることを確保するものでなければならない。</p> <p>4 しゅんせつ物及び下水汚泥については、廃棄物管理の目的は、汚染の発生源を特定し及び規制することにあるべきである。これは、廃棄物発生防止戦略の実施を通じ達成されるべきであり、また、点源汚染源及び非点源汚</p>	<p>間の関係を示しているが、以下の要素が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 廃棄物特性（パラ 10－11）（化学的、物理的及び生物学的特質） . 2 廃棄物防止審査及び廃棄物管理手法（パラ 5－9） . 3 行動基準（パラ 12－15） . 4 投棄場所の特定及び特性把握（パラ 16－28）（投棄場所の選択） . 5 潜在的影響の決定及び影響仮説の準備（パラ 29－39）（潜在的影響の評価） . 6 許可発給（パラ 46－49）（許可及び許可条件） . 7 投棄の実施及び遵守に関するモニタリング（パラ 40－45）（モニタリング） . 8 現場におけるモニタリング及び環境影響評価（パラ 40－45）（モニタリング） <p>4 本件一般ガイドラインは、しゅんせつ物のガイダンス（しゅんせつ評価の枠組み、決議 LC.52(18)）及び議定書の附属書 I に掲載されているそれぞれの廃棄物のために作成された廃棄物別ガイダンスによって補足される。</p> <p>廃棄物防止審査</p> <p>5 投棄に代わる処理方法を検討するための最初の段階においては、次の事項を必要に応じて適切に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 廃棄物の種類、量及び関連する危険性 . 2 生産過程の詳細及び生産過程における廃棄物発生源 . 3 次の廃棄物削減／防止技術の可能性 <ul style="list-style-type: none"> . 3.1 製品の見直し . 3.2 環境負荷の低い生産技術 . 3.3 生産工程の変更 . 3.4 原材料の変更 . 3.5 生産場所における閉鎖的なりサイクル <p>6 一般的に、必要な審査により、廃棄物の発生源において廃棄物の発生を防止するための機会が存在することが判明する場合には、申請者は、関係する地方及び国の機関と協力して、特定の廃棄物の削減目標及び当該目標が達成されることを確保するためのさらなる廃棄物発生防止審査を含む廃棄物防止戦略を作成し及び実施することが期待される。許可発給又は許可更新の決定は、そのような過程で作成される廃棄物の削減及び防止の要件が遵守されることを確保するものでなければならない。</p> <p>7 しゅんせつ物及び下水汚泥については、廃棄物管理の目的は、汚染の発生源を特定し及び規制することにあるべきである。これは、廃棄物発生防止戦略の実施を通じ</p>
--	--

染源の管理に関わる地方と国の機関との間の協力が必要とされる。この目的が達成されるまで、汚染されたしゅんせつ物の問題は、海洋又は陸上における処理技術を利用することにより対応することができる。

廃棄物管理の選択肢についての検討

5 廃棄物その他の物を投棄するための申請において、次の廃棄物管理の選択肢の段階（段階は、環境に対する影響が大きくなる序列を意味する。）について適切な検討が行われたことを証明しなければならない。

- . 1 再利用
- . 2 生産場所以外の場所におけるリサイクル
- . 3 危険な構成成分の破壊
- . 4 危険な構成成分を軽減又は除去するための処理
- . 5 陸上処分、大気への処分及び水域における処分

6 廃棄物その他の物を投棄するための許可は、許可発給当局が、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は不均衡な費用を伴わずに廃棄物を再利用し、リサイクルし又は処理するための適切な機会が存在すると判断する場合には、拒否されなければならない。他の処分方法の現実的可能性については、投棄と投棄に代わる処分方法の双方を含めたリスク評価結果を比較する観点から検討されるべきである。

化学的、物理的及び生物学的特質

7 廃棄物の詳細な記述と特性付けは、投棄に代わる処分方法を検討するための重要な前提であり、また、廃棄物を投棄することができるかどうかを決定するための基礎となる。廃棄物特性の把握が不十分であるために、人の健康及び環境に対する潜在的な影響について適切な検討を行うことができないような場合には、当該廃棄物を投棄してはならない。

8 廃棄物及びその構成要素を特徴づけるに当たり、次の事項を考慮しなければならない。

- . 1 起源、総量、形態及び平均的な組成
- . 2 物理的、化学的、生化学的、及び生物学的特質
- . 3 毒性
- . 4 物理的、化学的及び生物学的持続性
- . 5 生物又はたい積物中における蓄積及び生物学的な変性

行動基準

達成されるべきであり、また、点源汚染源及び非点源汚染源の管理に関わる地方と国の機関との間の協力が必要とされる。この目的が達成されるまで、汚染されたしゅんせつ物の問題は、海洋又は陸上における処理技術を利用することにより対応することができる。

廃棄物管理手法についての検討

8 廃棄物その他の物を投棄するための申請において、次の廃棄物管理の選択肢の段階（段階は、環境に対する影響が大きくなる序列を意味する。）について適切な検討が行われたことを証明しなければならない。

- . 1 再利用
- . 2 生産場所以外の場所におけるリサイクル
- . 3 危険な構成成分の破壊
- . 4 危険な構成成分を軽減又は除去するための処理
- . 5 陸上処分、大気への処分及び水域における処分

9 廃棄物その他の物を投棄するための許可は、許可発給当局が、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は不均衡な費用を伴わずに廃棄物を再利用し、リサイクルし又は処理するための適切な機会が存在すると判断する場合には、拒否されなければならない。他の処分方法の現実的可能性については、投棄と投棄に代わる処分方法の双方を含めたリスク評価結果を比較する観点から検討されるべきである。

化学的、物理的及び生物学的特質

10 廃棄物の詳細な記述と特性付けは、投棄に代わる処分方法を検討するための重要な前提であり、また、廃棄物を投棄することができるかどうかを決定するための基礎となる。廃棄物特性の把握が不十分であるために、人の健康及び環境に対する潜在的な影響について適切な検討を行うことができないような場合には、当該廃棄物を投棄してはならない。

11 廃棄物及びその構成要素を特徴づけるに当たり、次の事項を考慮しなければならない。

- . 1 起源、総量、形態及び平均的な組成
- . 2 物理的、化学的、生化学的、及び生物学的特質
- . 3 毒性
- . 4 物理的、化学的及び生物学的持続性
- . 5 生物又はたい積物中における蓄積及び生物学的な変性

行動基準

12 行動基準は、ある物が投棄を認められる否かを決定するための審査メカニズムを提供する。同基準は議定書附属書 II の最も重要な部分をなしており、科学者グループ会合は、そのあらゆる面を継続的に見直し、締約国の

<p>9 各締約国は、人の健康及び海洋環境に対する潜在的な影響に基づいて、投棄が検討される廃棄物及びその構成物を審査するための制度を提供するために、国の行動基準を作成しなければならない。行動基準において審査する物質を選択するに当たっては、人類の活動により影響を受ける発生源からの毒性及び持続性を有し、生体に蓄積する物質（例えば、カドミウム、水銀、有機ハロゲン、石油炭化水素、並びに、適当な場合には、ヒ素、鉛、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル及びバナジウム、有機けい素化合物、シアン化合物、ふっ化物、及び駆除剤又はその副産物で有機ハロゲンが含まれないもの）を優先する。行動基準は、より一層の廃棄物の発生防止を検討させることを促すシステムとして使用することができる。</p> <p>10 行動基準では、上位の基準を明示しなければならず、また、下位の基準を明示することもできる。上位の基準は、人の健康又は海洋生態系を代表する感受性の高い海洋生物に対する急性の又は慢性の影響を妨げるために設定されるべきである。行動基準を適用することによって、廃棄物は三つの潜在的種類に分かれることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 関係する上位の基準を越えて特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、処理技術又過程を通じ投棄が容認できるようになる場合を除き、投棄してはならない。 . 2 関係する下位の基準を下回り特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、投棄に関しては環境に対する懸念は少ないと考えるべきである。 . 3 関係する上位の基準を下回るが下位の基準を越えて特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、投棄することが適切であるかを決定するに先立ち、更なる詳細な検討が必要である。 <p>投棄場所の選択</p> <p>11 投棄場所を選択するために必要な情報は次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 水域（海底及びその下を除く）及び海底の物理的、化学的及び生物学的特性 	<p>同リスト適用を支援する。また、同基準はロンドン条約附属書 I 及び II の実施にも活用され得る。</p> <p>13 各締約国は、人の健康及び海洋環境に対する潜在的な影響に基づいて、投棄が検討される廃棄物及びその構成物を審査するための機能を提供するために、国の行動基準を作成しなければならない。同基準において審査する物質を選択するに当たっては、人類の活動により影響を受ける発生源からの毒性及び持続性を有し、生体に蓄積する物質（例えば、カドミウム、水銀、有機ハロゲン、石油炭化水素、並びに、適当な場合には、ヒ素、鉛、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル及びバナジウム、有機けい素化合物、シアン化合物、ふっ化物、及び駆除剤又はその副産物で有機ハロゲンが含まれないもの）を優先する。同基準は、より一層の廃棄物の発生防止を検討させることを促すシステムとして使用することができる。</p> <p>14 個別の廃棄物ごとに、集中限度、生物学的反応、環境の質的水準、流れ方の検討及びその他の関係する価値に基づいて国の行動レベルを定義することは可能である</p> <p>15 行動基準では、上位の基準を明示しなければならず、また、下位の基準を明示することもできる。上位の基準は、人の健康又は海洋生態系を代表する感受性の高い海洋生物に対する急性の又は慢性の影響を妨げるために設定されるべきである。行動基準を適用することによって、廃棄物は三つの潜在的種類に分かれることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 関係する上位の基準を越えて特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、処理技術又過程を通じ投棄が容認できるようになる場合を除き、投棄してはならない。 . 2 関係する下位の基準を下回り特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、投棄に関しては環境に対する懸念は少ないと考えるべきである。 . 3 関係する上位の基準を下回るが下位の基準を越えて特定の物質を含む又は生物学的反応を起こす廃棄物は、投棄することが適切であるかを決定するに先立ち、更なる詳細な検討が必要である。 <p>投棄場所の選択 (投棄場所選択に当たっての検討事項)</p> <p>16 海洋における投棄場所を適切に選択することは最も重要である。</p> <p>17 投棄場所を選択するために必要な情報は次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 水域（海底及びその下を除く）及び海底の物理的、化学的及び生物学的特性
--	---

<ul style="list-style-type: none"> . 2 検討されている水域におけるアメニティー、価値あるもの、及びその他の海洋利用の位置 . 3 海洋環境中で既に存在している（物質の）流量（fluxes）と関連付けた投棄に起因する成分の流量の評価 . 4 経済的及び運営上の実現可能性 	<ul style="list-style-type: none"> . 2 検討されている水域におけるアメニティー、価値あるもの、及びその他の海洋利用の位置 . 3 海洋環境中で既に存在している（物質の）流量（fluxes）と関連付けた投棄に起因する成分の流量の評価 . 4 経済的及び運営上の実現可能性 <p>1 8 投棄場所選択に当たっての手續に関するガイダンスは、海洋環境の保護の科学的側面についての合同専門家グループの報告書（G E S A M P 報告書、研究 No.16—海における廃棄物投棄場所選択のための科学的基準）の中に示されている。投棄場所の選択に先立って、投棄場所となる地域一般の海洋特性についてのデータが必要である。この情報は文献から入手出来るが、ギャップをうめるため現地で調査を行うべきである。必要な情報は次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 地形、地球化学的及び地質学的特性、生物学的構成要素及び活動を含む、海底の特性、また過去に影響を及ぼした投棄活動 . 2 温度、水深、温度躍層／密度躍層の存在可能性及び季節及び気象条件による水深の変化度、潮期及び潮の方向、表層流及び底層流の通常方向及び速度、底層流を起こす大波の速度、通常風及び、波の特性、年間平均暴風日及び懸濁物質を含む水域の物理的特性。 . 3 水素イオン濃度、塩分濃度、表層及び底層の溶存酸素量、化学的酸素要求量及び生物化学的酸素要求量、栄養塩類及びその形態と一次生産力を含む水域の化学的、生物学的特性 <p>1 9 特定の投棄場所の位置を決定するに際しては、次の重要なアメニティー、生物学的特徴及び海の使用に考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 海岸線及び砂浜 . 2 景観地または著しく文化的または歴史的に重要な地域 . 3 保護区域のように特別な科学的または生物学的重要性のある地域 . 4 漁場 . 5 産卵、育成、加入水域 . 6 回遊経路 . 7 季節的及び重要な生息地 . 8 航路 . 9 軍事演習地域 . 1 0 鉱業、海底ケーブル、淡水化及びエネルギー転換所を含む海底の工業的使用 <p>（投棄場所の大きさ）</p> <p>2 0 投棄場所の大きさは以下の理由から重要な検討項目</p>
--	---

	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 投棄場所は、拡散しやすい場所として証明されていない限り、物質の大部分が投棄場所内または投棄後の影響が予想される場所内に残るのに十分な大きさであるべきである。 . 2 投棄場所は、投棄場所の境界に達する前、または達する時にバックグラウンドレベルまで希釈されるように、固体廃棄物または液体廃棄物の予想量に見合う十分な大きさであるべきである。 . 3 投棄場所は、長年使用できるようにするため投棄予想量との関係で十分な大きさであるべきである。 . 4 投棄場所は、モニタリングに不必要な時間及び費用がかかるほどの大きさであるべきでない。 <p>(投棄場所の収容量)</p> <p>2 1 特に固体廃棄物の投棄場所の収容量を評価するために、以下につき検討されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 年、月、週、日毎の予想される負荷速度 . 2 拡散場所か否か . 3 海底堆積で浅くなるのが許容できる処分地点の水深 <p>(潜在的影響の評価)</p> <p>2 2 特定の投棄場所での廃棄物の投棄が適当か否かを決定するに際しては、悪影響を引き起こす可能性のある物質に生物が更にどの程度さらされることになるのかを検討することが重要である。</p> <p>2 3 ある物質の悪影響の程度は人間を含む生物がその物質にさらされることのある作用のことである。さらされるとは、特に投入物の流れ及び物質の運搬、動き、消滅、散乱を管理する物理的、化学的、生物学的過程の作用のことである。</p> <p>2 4 天然物質の存在と汚染物質のいたるところにおける発生が意味しているのは、生物は、常に、投棄される如何なる廃棄物の中にも含まれている全ての物質に前もってさらされているということである。つまり、危険物質にさらされることについての懸念は、投棄の結果として更にさらされることになるということである。これは、他の発生源から出た既存の流れ (input fluxes) と比較して、投棄された物から出た流れの方が、相対的に大きいこととも関係することになる。</p> <p>2 5 したがって、近傍と周辺地域において、投棄に関連した物質の流量 (flux) の相対的大きさにつき十分な検討を行う必要がある。投棄が自然の過程に関連して既に存在している流量を大きく増大することが予想される場合には、検討中の投棄場所への投棄は勧められないと考</p>
--	--

<p>潜在的影響の検討</p> <p>1 2 潜在的影響を検討することにより、海洋又は陸上処分を選択したことによって想定される結果に関する簡潔な説明、すなわち「影響仮説」を立てるべきである。影響仮説は、提案された処分方法を承認するか、拒否するかを決定するための判断基礎、及び、環境を監視するための要件を決定するための判断基礎となる。</p> <p>1 3 投棄に関する影響評価では、廃棄物の特性、処分計画地点の現況、流量、予定される処分方法に関する情報を統合した上で、人の健康、生物資源、アメニティー及び他の合法的な海域利用に対する潜在的影響を明らかにするべきである。その際には、合理的な程度に保守的な仮</p>	<p>えるべきである。</p> <p>2 6 合成物質の場合、投棄に関連した流量と投棄場所の近辺で前もって存在していた流量との関係に基づいて適切な決定は行えない場合がある。</p> <p>2 7 一年のうちで（例えば海洋生物にとって）潜在的に投棄が行われるべきでない期間を特定するために、時期的特性が検討されるべきである。同検討の結果、投棄行為による影響が他の時期より少ないと思われる時期が選定されることになる。もしこれらの制限が耐え難い負担や多額の費用になるのであるなら、完全に攪乱しないでおくべき懸念種を優先するといった妥協の余地を残すべきである。そのような生物学的検討の例は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 海洋生物が生態系のある場所から別の場所へ移動したり（例えば河口から海へまたはその反対）、成長あるいは繁殖する時期 . 2 海洋生物が堆積物の上で冬眠している、または堆積物の中に埋まっている時期 . 3 特に過敏で絶滅のおそれがある種が現れる時期 <p>(汚染物質の移動)</p> <p>2 8 汚染物質の移動はいくつかの要素に基づいている。それらの中には以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 母物質の種類 . 2 汚染物質の形態 . 3 汚染物質の分配 . 4 温度、流動、懸濁物質といった体系の物理状態 . 5 体系の物理化学状態 . 6 拡散・移流経路の長さ . 7 生物攪乱のような生物学的活動 <p>潜在的影響の検討</p> <p>2 9 潜在的影響を検討することにより、海洋又は陸上処分を選択したことによって想定される結果に関する簡潔な説明、すなわち「影響仮説」を立てるべきである。影響仮説は、提案された処分方法を承認するか、拒否するかを決定するための判断基礎、及び、環境を監視するための要件を決定するための判断基礎となる。出来る限り、環境で汚染物質を拡散・希薄させる廃棄物管理の選択肢は避けるべきであり、環境に対する汚染物質の投入を避ける技術が選択されるべきである。</p> <p>3 0 投棄に関する影響評価では、廃棄物の特性、処分計画地点の現況、流量、予定される処分方法に関する情報を統合した上で、人の健康、生物資源、アメニティー及び他の合法的な海域利用に対する潜在的影響を明らかにするべきである。その際には、合理的な程度に保守的な仮</p>
---	--

<p>定に基づいて、予測される影響の自然的、時間的、空間的規模、及び持続期間を明らかにするべきである。</p>	<p>定に基づいて、予測される影響の自然的、時間的、空間的規模、及び持続期間を明らかにするべきである。</p> <p>3 1 影響評価は可能な限り包括的であるべきである。基本的な潜在的影響は投棄場所の選定過程で明らかにされるべきである。これらは人の健康と環境への最も深刻な脅威を防ぐために検討される。この観点での基本的な懸念点としては、物理的環境の改変、人の健康への危害、海洋資源への損害、海洋の他の合法的な利用への干渉等が挙げられる。</p> <p>3 2 影響仮説をたてるに当たっては、特に、快適性への潜在的影響（例えば浮遊物の存在）、感受性が大きい or 影響を受けやすい場所（例えば産卵地、繁殖地、摂餌地）、生息地（例えば生物学的、化学的、物理的変更）、回遊パターン及び資源の市場性について注意が払われるべきであるが、これらに限られる必要はない。また、他の海洋利用、例えば、漁業、航行、工学的使用、特別な関心や価値のある場所、及び海洋の伝統的使用に対する潜在的影響についても検討するべきである。</p> <p>3 3 最小の構成要素からなり最も無害な廃棄物でさえ、種々の物理的、化学的及び生物学的影響がある。影響仮説はそれら全てを考慮することはできない。最も包括的な影響仮説でさえ、予期しない影響等のあらゆる可能なシナリオを考え出すことはできないということを認識すべきである。それ故、モニタリング計画が仮説と直接関連づけられ、同計画が予測を実証し、かつ投棄行為及び投棄場所に適用される管理対策が適当かどうかを検証するためのフィードバック機能を果たさなければならない。不確実性の原因とそれがもたらす結果を特定することは重要である。</p> <p>3 4 投棄によって予想される結果は、影響を受ける生息地、海洋の過程、生物種、共同体及び利用といった観点から示されるべきである。予想される影響の正確な性質（例えば変化、反応、干渉）が提示されるべきである。影響は十分詳細に定量化されるべきであり、そうすれば現地でのモニタリングの際に測定されるべき変数が明確となるであろう。後者については、どこで、いつ影響が予想されるかを決定することが重要である。</p> <p>3 5 物理的及び化学的変化と同様に生物学的影響と生息地改変についても重視されるべきである。しかしながら、潜在的影響が物質によるものならば、以下の要素が取り上げられるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 現状及び関係する影響に関連づけられた、海水、堆積物または生物相の中の統計的に有意な物質の増加の推定 . 2 (投棄された当該物質が近傍及び周辺の流量に及ぼ
---	---

<p>1 4 各処分選択枝の分析は、人の健康に対する危険、環境に対する損害、事故等を含む危険、経済性及び将来的な利用の排除等といった懸念点につき比較評価する観点から検討されるべきである。かかる評価の結果、提案された処分方法がもたらすおそれのある影響を決定するための適切な情報が入手できないことが明らかな場合には、そのような処分方法についてはそれ以上検討を行うべきではない。さらに、比較評価によって、投棄は好ましくないことが示された場合には、投棄の許可は与えられるべきではない。</p> <p>1 5 それぞれの評価は、投棄許可を発給する又は拒否する決定を支持する声明で結論されるべきである。</p> <p>監視</p> <p>1 6 監視は、許可条件が満たされていること（遵守に関する監視）並びに許可審査及び投棄場所の選択過程の間になされた検討が環境及び人の健康を保護するために正確かつ十分であったこと（現場における監視）を実証するために行われる。当該監視計画が目的を明確に特定していることは重要である。</p>	<p>す寄与と、既存の流量が海洋環境または人の健康にもたらしている脅威又は悪影響への程度の推定 →（訳注）投棄が、近傍あるいは周辺における当該物質の流量（濃度）をどれだけ増加させるのか、それによって海洋環境や人の健康への脅威や悪影響がどれだけ増えるのか</p> <p>3 6 繰り返し行われる、または数回にわたる投棄行為の場合、影響仮説は投棄行為の累積的影響を考慮すべきである。その場所で既にまたは計画されている他の廃棄物投棄との相互作用の可能性を検討することも重要である。</p> <p>3 7 各処分選択枝の分析は、人の健康に対する危険、環境に対する損害、事故等を含む危険、経済性及び将来的な利用の排除等といった懸念点につき比較評価する観点から検討されるべきである。かかる評価の結果、提案された処分方法による影響（潜在的な長期間にわたる有害な結果を含む）を決定するための適切な情報が入手できないことが明らかな場合には、そのような処分方法についてはそれ以上検討を行うべきではない。さらに、比較評価によって、投棄は好ましくないことが示された場合には、投棄の許可は与えられるべきではない。</p> <p>3 8 それぞれの評価は、投棄許可を発給する又は拒否する決定を支持する声明で結論されるべきである。</p> <p>3 9 モニタリングが要求されているところでは、仮説で述べられた影響及びパラメーターがフィールドワーク及び分析作業を進めるのに役立てられ、関連情報が最も効率よく、かつ経済的に収集されるようにするべきである。</p> <p>監視</p> <p>4 0 監視は、許可条件が満たされていること（遵守に関する監視）並びに許可審査及び投棄場所の選択過程の間になされた検討が環境及び人の健康を保護するために正確かつ十分であったこと（現場における監視）を実証するために行われる。当該監視計画が目的を明確に特定していることは重要である。</p> <p>4 1 影響仮説は現場における監視の実施内容の基礎となる。測定プログラムの策定に当たっては、投棄による環境影響が予想の範囲内であることが確認できるように設計すべきである。以下の点について明確にされなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> .1 どのような検証可能な仮説が影響仮説から導き出されうるか。 .2 どのような測定（種類、場所、頻度、要求精度）がこの仮説を検証するために必要か。 .3 データはどのように管理及び解釈されるべきか。
---	---

<p>許可及び許可基準</p> <p>1 7 許可を発給する決定は、すべての影響評価が完了し及びモニタリング要件が決定される場合のみ、行われるべきである。許可発給にあたっては、実現可能な限り、環境への侵害及び障害を最小化しつつ、環境に対する利益を最大化するようにしなければならない。発給されたすべての許可には、次の事項に関するデータ及び情報が明確に示されていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 投棄される物質の種類、量及び発生源 . 2 投棄場所の位置 . 3 投棄方法 . 4 監視及び報告の要件 	<p>4 2 投棄申請書には、通常は、投棄する海域の現状（投棄前の状態）に関する適切な記述があらかじめ明示されていることが望ましい。係る状態の記述が、影響仮説を策定するために不十分ならば、許可申請に対する最終決定がなされる前に許可当局により追加的情報が要求される。</p> <p>4 3 許可当局は、モニタリング計画の策定及び修正に当たり、関連の調査情報を考慮に入れることが望まれる。測定は予想された影響範囲内側と外側の両方で実施する。</p> <p>4 4 測定は、影響範囲が予測されたとおりにかどうか、及び想定した影響範囲の外側での変化が広がっていないかどうかについて決定できるように設計されるべきである。前者は、予測された変化の空間的規模が予想を超えていないことを把握するための一連の調査を、空間的・時間的広がりによって実施することによって対応可能である。後者は、想定した影響範囲の外側で投棄の結果として起こる変化の広がりに関する情報を提供する調査を実施することによって対応できる。多くの場合、これらの測定は「顕著な変化は見いだせない」という帰無仮説に基づくものであろう。</p> <p>4 5 モニタリングの結果（または他の関連調査の結果）は、その目的に照らして定期的に審査されるべきである。それにより、以下の判断に係る基礎を提供することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 現場でのモニタリング計画を変更、又は終了させる。 . 2 許可を変更、又は取り消す。 . 3 投棄場所を再設定、又は閉鎖する。 . 4 廃棄物投棄の申請が評価される基礎を変更する。 <p>許可及び許可条件</p> <p>4 6 許可を発給する決定は、すべての影響評価が完了し及びモニタリング要件が決定される場合のみ、行われるべきである。許可発給にあたっては、実現可能な限り、環境への侵害及び障害を最小化しつつ、環境に対する利益を最大化するようにしなければならない。発給されたすべての許可には、次の事項に関するデータ及び情報が明確に示されていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> . 1 投棄される物質の種類、量及び発生源 . 2 投棄場所の位置 . 3 投棄方法 . 4 監視及び報告の要件 <p>4 7 投棄を選択する場合には、あらかじめ許可を受けな</p>
---	---

<p>18 許可は、監視結果及び監視計画の目的を考慮し、定期的に見直されるべきである。監視結果の検討は、現地における計画を継続すべきか、見直すべきか、又は終結すべきかを指示し、また、許可の継続、変更又は廃止についての知識を要する決定に貢献する。これは、人の健康及び海洋環境を保護するための重要なフィードバック制度を提供する。</p>	<p>なければならない。許可の審査過程には市民による審査および参加のための機会が設けられることが推奨される。投棄場所内で起こる影響の仮説（同地域の環境の物理的、化学的及び生物学的区分の変化等）は、許可審査の過程で許可官庁の承認を受ける。</p> <p>48 規制当局は、経済的、社会的、政治的事情及び技術力を考慮に入れて、環境変化ができるかぎり許される環境変化の限界を下回る結果となるように常に努めなければならない。</p> <p>49 許可は、監視結果及び監視計画の目的を考慮し、定期的に見直されるべきである。監視結果の検討は、現地における計画を継続すべきか、見直すべきか、又は終結すべきかを指示し、また、許可の継続、変更又は廃止についての知識を要する決定に貢献する。これは、人の健康及び海洋環境を保護するための重要なフィードバック制度を提供する。</p>
--	---